

件名	愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部生活安全企画課 運転免許試験課
根拠法令等	探偵業の業務の適正化に関する法律（平成 19 年 6 月 1 日施行） 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年 6 月 2 日施行）

【改正の概要】

1 道路交通法関係

道路交通法施行令の改正に伴う中型自動車免許の新設に係る運転免許試験手数料等の区分の新設、改定等（道路交通法施行令に定める額を標準として金額を新設、改定（人件費、減価償却の見直し））

【運転免許試験手数料は次のとおり、その他は別紙】

手数料項目		改正後（円）	改正前（円）	増減等
運転免許試験手数料	大型自動車免許	4,950	3,300	1,650
	指定教習所卒業生・検査合格者	1,850	2,050	-200
	失効	2,000	2,050	-50
	公安委員会が提供する車を使用する場合	8,650	4,400	4,250
	中型自動車免許	4,950		新設
	指定教習所卒業生・検査合格者	1,850		新設
	失効	2,000		新設
	公安委員会が提供する車を使用する場合	8,650		新設
	特定第 1 種免許・第 2 種免許（牽引第 2 種・大特第 2 種に限る）	2,950	3,300	-350
	指定教習所卒業生	2,000	2,050	-50
	失効	2,000	2,050	-50
	公安委員会が提供する車を使用する場合	4,600	4,400	200
	大型第 2 種・普通第 2 種（改正後は中型第 2 種を含む）	4,500	4,450	50
	指定教習所卒業生	2,000	2,100	-100
	公安委員会が提供する車を使用する場合	7,700	6,650	1,050
	失効	2,000	2,100	-100
仮免許	3,100	3,300	-200	
指定教習所卒業生	2,000	2,050	-50	
普通免許等失効後 6 月超 1 年以内	1,650	1,700	-50	
公安委員会が提供する車を使用する場合	4,750	4,400	350	

注 1 「特定第一種」とは、牽引第一種免許・大型特殊第一種免許・大型自動二輪車免許・普通自動二輪車免許

2 大型は、改正前は「特定第一種」に含まれる。

2 探偵業の業務の適正化に関する法律関係

【新設】（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定める額を標準として金額を新設）

探偵業届出証明書交付手数料	3,600 円	探偵業を営もうとする者が公安委員会に届け出たことの証明書の交付手数料
探偵業変更届出証明書交付手数料	1,500 円	上記届出の変更を届け出たことの証明書の交付手数料
探偵業届出証明書再交付手数料	1,000 円	証明書を亡失し又は滅失した者に対する証明書の再交付手数料

施行日 1は平成 19 年 6 月 2 日、2は同月 1 日